
氏名の振り仮名法制化に伴う住民記録・
印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の検討
(旧氏の振り仮名対応等に係る想定最終版)

令和6年5月31日

目次

1. 旧氏の振り仮名等の追加の概要
2. 住民記録システムにおける主な変更内容
3. 戸籍附票システムにおける主な変更内容
4. 適合基準日（想定）
5. 制度改正に伴う標準仕様書改定に係る考え方
6. 旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書改定に向けたスケジュール

1-1. 概要

氏名の振り仮名と同様に、住民票等の記載事項への「旧氏の振り仮名」等の追加のため

以下の政令改正による制度化を予定



住民基本台帳法施行令の一部改正

- 住民票の記載事項に「旧氏の振り仮名」、戸籍の附票の記載事項に「旧氏」、「旧氏の振り仮名」を追加する等の措置を講ずる。

マイナンバー法施行令及び公的個人認証法施行令の一部改正

- マイナンバーカード及び署名用電子証明書の記載・記録事項に「旧氏の振り仮名」を追加する等の措置を講ずる。

改正の効果

- 旧氏の振り仮名が公証され、官民問わず様々なサービスにおいて本人確認事項として利用することが可能に。

施行期日（案）

- 住民票の記載事項に「旧氏の振り仮名」を追加する規定については、住民票への「氏名の振り仮名」記載と同日とするなどを想定。（マイナンバー法等の一部改正法の公布日（R5.6.9）から2年以内）
- 戸籍の附票の記載事項に「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」を追加する等の規定については、現時点で令和9年度第1四半期とすることを想定。

1-2. 住民票への旧氏の振り仮名の記載方法等（案）

住民基本台帳法施行令の改正内容については検討中であるが、現時点での考え方は以下のとおり。

※政令制定段階で変更となる場合があります。

住民票への旧氏の振り仮名の記載方法等（案）

- 住民票への旧氏の振り仮名の記載にあたっては、戸籍における「氏の振り仮名」記載の手続及び方法と同様の考え方とする。
- 制度導入時において、旧氏記載者は施行日から1年以内に限り、住所地市町村にその旧氏の振り仮名の請求をすることができる
- また、住所地市町村長は住民票で便宜的に保有する旧氏のフリガナを参考に、住民票に記載しようとする旧氏の振り仮名を旧氏記載者に通知するものとする。1年間の間に請求がない場合には通知した振り仮名を職権で記載するものとする。

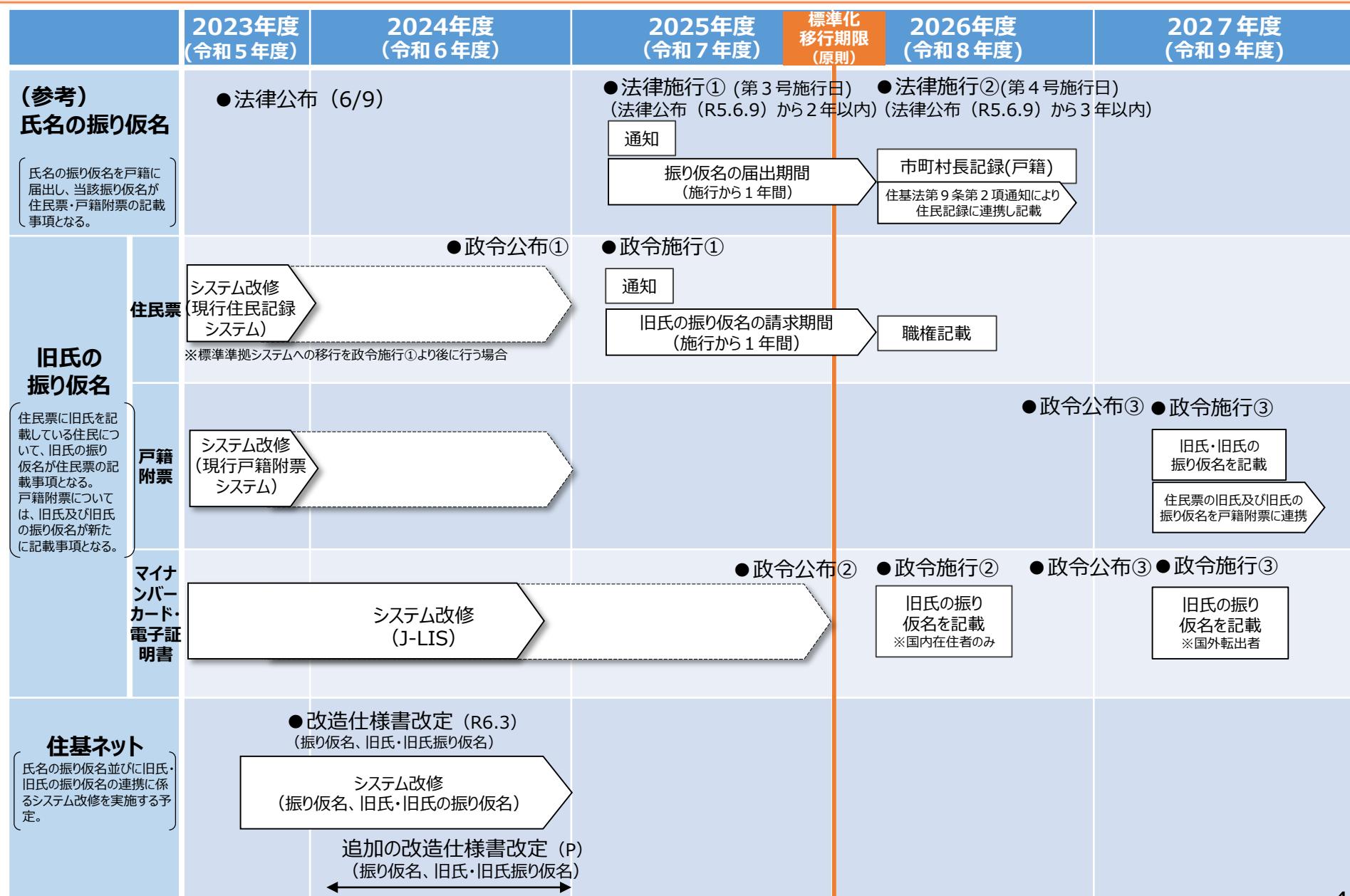
【参考】改正戸籍法における氏の振り仮名記載ルール

- ・読み方は氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの（一般的の読み方）でなければならない。
- ・現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出すれば、その読み方で届出することができる。
- ・本籍地市町村が一般的の読み方で市町村長記録する場合には、事前に法務局長等の許可を得る必要がある。
- ・市町村長記録された場合には、1回に限り変更の申出ができる。

1. 旧氏の振り仮名等の追加の概要（予定）

1-3. 住民票等への旧氏の振り仮名の記載等に向けたスケジュール(案)

検討中の内容を含む



社会保障・税番号制度システム整備費補助金（マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るものに限る。）Q & A（その3）令和6年3月28日

問1 戸籍の附票への旧氏（旧氏の振り仮名を含む。以下同じ。）の記載の開始に向けて、住民票に記載された旧氏を戸籍の附票への連携を開始する時期はいつか。また、戸籍の附票の記載事項への旧氏の追加の開始予定時期はいつか。

（答）戸籍の附票への旧氏の記載については、令和5年6月9日に公布された改正番号法の第4号施行日（令和8年度）ではなく、令和9年度（予定）に、住民票に記載されている旧氏を戸籍の附票に連携させ、戸籍の附票への旧氏の職権記載を開始する予定である。

戸籍の附票への旧氏の記載の開始予定時期の変更により、既に本補助金の交付決定を受けている団体の申請内容に上記機能の実装に係る改修経費が含まれており、変更申請が必要な団体におかれでは、令和6年度に申請を受け付ける予定である。

なお、令和5年11月29日付けQ&A（その2）中の問3は、以下問2のとおり変更する。

問2 標準準拠システムへの移行と本補助金の交付対象について伺う。

（答）標準準拠システムに対応するためのシステム改修経費又はパッケージソフトウェア導入経費のうち、住民票等に氏名等の振り仮名を記載するため直接的に必要となる機能の整備に係る経費については、本補助金の交付対象となる。

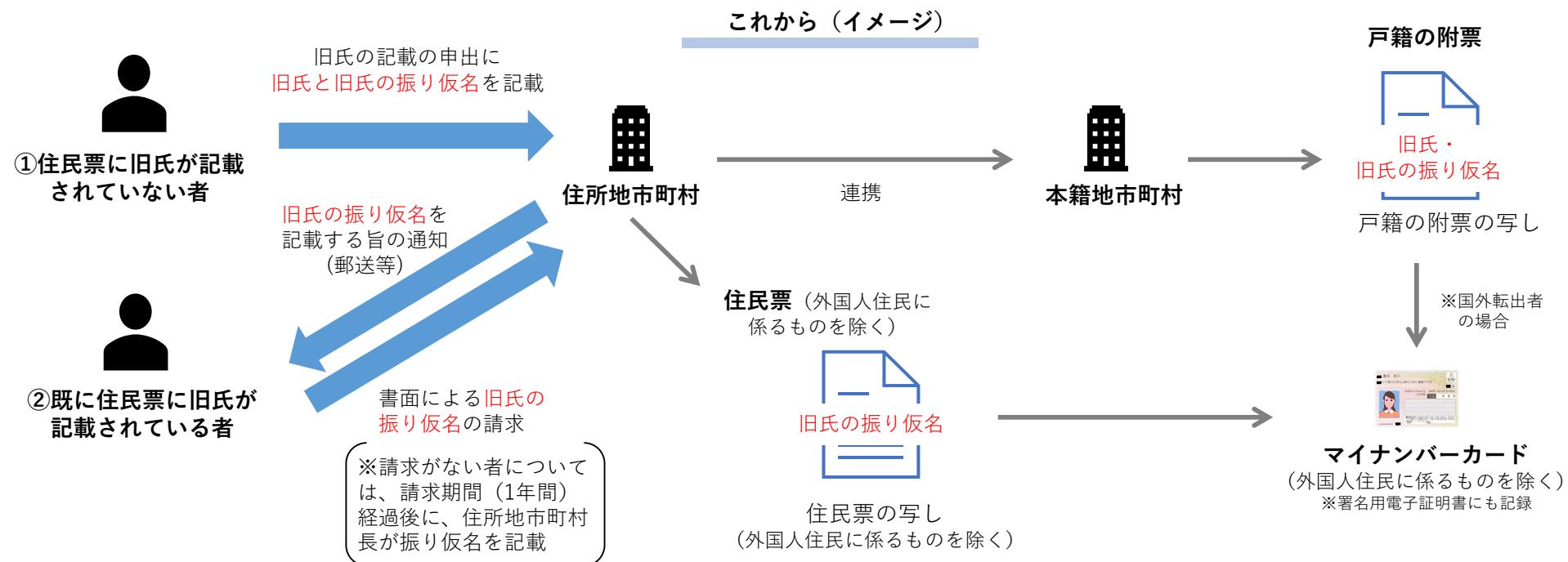
なお、本補助金により既存の住民基本台帳システムを改修した後に、パッケージソフトウェアの導入により氏名の振り仮名対応を含めた標準準拠システムへの移行を第3号施行日より前に行った場合、本補助金により改修した部分については補助目的を達成したと考えられないため、交付決定の取消しや補助金の返還の対象となる可能性があるので留意いただきたい。また、戸籍の附票への旧氏及び旧氏の振り仮名の記載についても同様であり、本補助金により既存の戸籍附票システムを改修した後に、パッケージソフトウェアの導入により戸籍の附票への旧氏等記載対応を含めた標準準拠システムへの移行を戸籍の附票への旧氏等の記載の施行日（令和9年度予定）より前に行った場合、交付決定の取消しや補助金の返還の対象となる可能性があるので留意いただきたい。

1. 旧氏の振り仮名等の追加の概要（予定）

1-4. 住民票への旧氏の振り仮名の記載方法等（案）

検討中の内容を含む

- 住民票への旧氏の振り仮名の記載にあたっては、戸籍における「氏の振り仮名」記載の手続及び方法と同様の考え方とする。
- 制度導入時において、旧氏記載者は施行日から1年以内に限り、住所地市町村にその旧氏の振り仮名の請求をすることができるることとする。
- また、住所地市町村長は住民票で便宜的に保有する旧氏のフリガナを参考に、**住民票に記載しようとする旧氏の振り仮名を旧氏記載者に通知するものとする**。1年間の間に請求がない場合には通知した振り仮名を職権で記載するものとする。



旧氏の振り仮名が公証され、様々なサービスにおいて本人確認事項として利用することが可能に

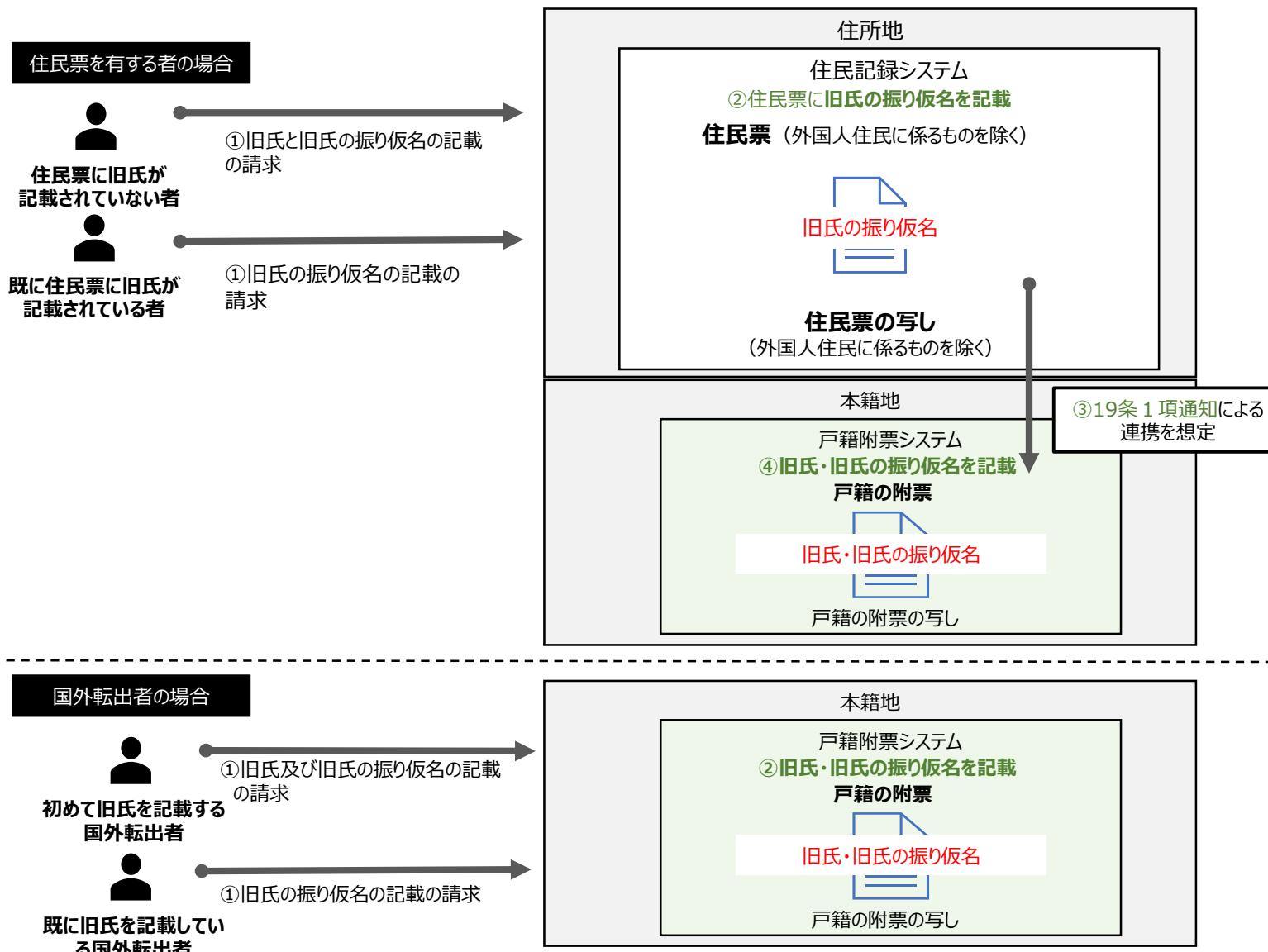
1. 旧氏の振り仮名等の追加の概要（予定）

1-4. 住民票への旧氏の振り仮名の記載方法等（案）

検討中の内容を含む

- 住所地・本籍地間の連携のイメージ（詳細）を以下に示します。

住所地・本籍地間の連携のイメージ（詳細）



2. 住民記録システムにおける主な変更内容

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	<p>「旧氏の振り仮名」の記載事項への追加及び名称変更の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 政令改正に伴い、仕様書の記載について、旧氏のフリガナから、旧氏の振り仮名に変更し、旧氏の振り仮名を法第7条の記載事項として管理する。 旧氏の振り仮名が法第7条の記載事項として住民票に記載されているかどうかを区別するため、旧氏の振り仮名公証フラグを管理する。 	<p>1.1.1 日本人住民データの管理 【実装必須機能】 日本人住民について、以下の項目を管理（※）すること。 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができるということ。</p> <p>【住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）】 ・氏名 ・氏名の振り仮名（1.1.18参照） ・旧氏 •旧氏の振り仮名（1.1.18参照） （後略） 【住民票のその他の項目】 （前略） •旧氏のフリガナ（1.1.18参照） •旧氏の振り仮名フリガナ公証確認フラグ（1.1.18参照） （後略）</p> <p>【考え方・理由】 （前略）本仕様書において「振り仮名」は、日本人氏名及び旧氏における振り仮名を指す（旧氏並びに外国人氏名及び通称の場合は「フリガナ」とする。）。</p>

※No.1は仕様書の一部を抜粋したものであり、その他箇所においても同様に名称変更等を実施。また、印鑑登録システム標準仕様書についても、同様の考え方で修正。

2. 住民記録システムにおける主な変更内容

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
2	<p>旧氏の振り仮名の記載・変更を行う機能を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧氏と同様に旧氏の振り仮名についても、請求に基づき記載・変更ができる旨を追記。 戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載している国外転出者が国内転入する際に、転入の届出により住民票にも記載する必要があることを明記。 	<p>1.1.7 旧氏・通称 【実装必須機能】 請求に基づき、旧氏<u>及び旧氏の振り仮名</u>の記載、変更及び削除ができること。 申出に基づき、通称の記載及び削除ができること。 国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、国外への転出時に記載していた旧氏<u>及び旧氏の振り仮名</u>又は通称を取り込むことができること。</p> <p>【考え方・理由】 旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、旧氏の<u>記載は請求登録は申出</u>に基づき、当該旧氏を引き続き記載するもので、国外転出時に記載していた旧氏を再び使用する場合に取り込むことができる機能は、記載にかかる補助機能に留まるものである。<u>ただし、旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍の附票の記載事項とした住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日以降、国外からの転入時に戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されている場合は、転入の届出により当該旧氏及び旧氏の振り仮名を転入市区町村の住民票に記載する必要がある。</u></p>

2. 住民記録システムにおける主な変更内容

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
3	<p>旧氏の振り仮名公証フラグを管理する旨や考え方の記載を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧氏の振り仮名が法第7条の記載事項として住民票に記載されているかどうかを区別するため、旧氏の振り仮名公証フラグを管理する。 届出期間に旧氏の振り仮名の届出があった場合、便宜上保持していた旧氏の振り仮名を更新し、公証された旧氏の振り仮名を法第7条の記載事項として住民票に記載した上、当該振り仮名について、公証フラグを立てる。 	<p>1.1.18 振り仮名・フリガナ 【実装必須機能】</p> <p>日本人氏名の振り仮名及び日本人氏名の振り仮名公証フラグ（当該振り仮名が法第7条の記載事項として住民票に記載されているかどうかを示すフラグ）を管理すること。<u>また、旧氏の振り仮名及び振り仮名公証フラグ（当該振り仮名が法第7条の記載事項として住民票に記載されているかどうかを示すフラグ）を管理すること。</u> <u>並びに</u>外国人氏名及び通称のフリガナ及びフリガナ確認フラグ（本人への確認の有無を示すフラグ）を管理すること。なお、日本人氏名<u>及びの振り仮名</u>、<u>旧氏の振り仮名</u>並びに外国人氏名及び通称のフリガナについては、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせて送信できること。 日本人氏名<u>及び旧氏</u>の振り仮名については拗音及び促音が区別できること。 （後略）</p> <p>【考え方・理由】</p> <p>日本人氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名が、戸籍における法令上の記載事項とされ、法第7条各号における住民票の記載事項とされたことから、本仕様書において「振り仮名」は日本人氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名を指す（旧氏並びに外国人氏名及び通称の場合は「フリガナ」とする。）。</p> <p>（中略）</p> <p>旧氏の振り仮名については住民基本台帳法施行令の一部改正により、法第7条に基づく住民票の記載事項に追加されることとなるが、旧氏記載者は当該政令の施行日から1年以内に限り、住所地の市町村にその旧氏の振り仮名を請求することができることから、旧氏の振り仮名が公証され、法第7条の記載事項として住民票に記載されていることを管理する「旧氏の振り仮名公証フラグ」が必要となる。</p> <p><u>並びに</u>外国人氏名及び通称のフリガナについては、 （中略）</p> <p>実際には本人に確認できたものとできていないものがあることから、本人に対する確認の有無を区別するため、旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナについて本人への確認の有無を示すフラグを住民記録システムにおいて管理することとする。</p> <p>現在、「旧氏のフリガナを住民票の記載事項とすることについて、検討を進めており、関係法令が制定される際に修正を行う予定である。</p>

2. 住民記録システムにおける主な変更内容

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
4	住民票の写し等における旧氏の振り仮名の取扱いに関する記載を追加 <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し等において、法第7条の記載事項として住民票に記載された旧氏の振り仮名を旧氏振り仮名欄にカタカナで記載する旨を追加する。 	<p>5.3 振り仮名・フリガナ 【実装必須機能】</p> <p>住民票の写し（世帯連記式を含む。）、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書、住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）及び職権記載等通知書において、それぞれの氏名<u>及び旧氏</u>の項目の上の振り仮名欄に、法第7条に基づき住民票に記載された日本人氏名<u>及び旧氏</u>の振り仮名をカタカナで記載する。 （後略）</p> <p>【考え方・理由】</p> <p>日本人氏名<u>及び旧氏</u>の振り仮名について、戸籍において氏名の振り仮名が法令上の記載事項とされ、法第7条における住民票の記載事項とすることとされたことから、住民票の写し等に氏名の振り仮名の項目を設けて記載する。（中略）</p> <p>旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする住民基本台帳法施行令の一部改正施行日から1年以内は、住所地市区町村に対し、旧氏の振り仮名が請求されることが想定されるため、「旧氏の振り仮名公証フラグ」により、旧氏の振り仮名が公証されていることが確認された者における旧氏の振り仮名について住民票の写し等に記載できる必要がある。</p> <p>並びに外国人氏名及び通称のフリガナについては、住民票の記載事項として法に規定されておらず、市区町村がその読み方を認定するという性格のものではないが、市区町村によっては、住民サービスの観点等により、住民の求めに対して住民票の写し等に旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナを付記することとしている例があることを踏まえ、標準仕様書上、【実装必須機能】に加えるべきではないものの、当該市区町村の責任において引き続きサービスを提供することを妨げることはないこととし、【標準オプション機能】として整理したものである。</p> <p>旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナの配置については、住民票の記載事項である日本人氏名の振り仮名と区別するため、振り仮名欄に記載するのではなく、各項目の記載内容の後ろに、括弧書きで表記することとする。外国人住民における住民票の写し等において、氏名の振り仮名欄は、他の項目と同様、項目名及び項目内容を*表示とすること（20.0.2参照）。</p>

※上記の空欄の記載方法については、20.0.2でも同様に示し、併せて氏名についても同様の取扱いとして修正をしている。

2. 住民記録システムにおける主な変更内容

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容																																														
5	<p>住民票の写し等への旧氏の振り仮名欄の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写しにおいて旧氏の振り仮名欄を旧氏欄の上に追加し、旧氏を保持している場合は当該欄に公証された旧氏の振り仮名を印字する形に帳票レイアウトを修正する。 レイアウトについては、レイアウト全体の変更が生じないよう、旧氏欄を2行から1行に変更し、旧氏の振り仮名欄を追加する形で対応する。 	<p>20.1.1 住民票の写し 【実装必須機能】</p> <p>住民票の写し（世帯連記式を含まない。）に記載する項目は以下のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名（ローマ字、漢字を含む。） ・日本人氏名の振り仮名 ・旧氏 ・<u>旧氏の振り仮名</u> <p>20.1.1 住民票の写し（帳票レイアウト）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名の振り仮名</th> <th>ジュウミン [名空欄]</th> <th>個人番号</th> <th>1234 5678 9012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氏名</td> <td>住民 花子</td> <td>住民票コード</td> <td>1234 5678 901</td> </tr> <tr> <td>旧氏の振り仮名</td> <td>ジュウキ</td> <td>生年月日</td> <td>昭和 50年 1月 1日</td> </tr> <tr> <td>旧氏</td> <td>住基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>世帯主</td> <td>住民 太郎</td> <td>性別</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>続柄</td> <td>妻</td> <td>住民となった年月日</td> <td>平成 23年 4月 1日</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>東京都港区虎ノ門 2丁目 2番 1号 虎ノ門 号</td> <td colspan="2"> 【変更箇所】 旧氏欄を2行から1行に変更し、 旧氏の振り仮名欄を追加 </td> </tr> <tr> <td>本籍</td> <td>東京都千代田区霞が関二丁目 1番地</td> <td>筆頭者</td> <td>住民 太郎</td> </tr> <tr> <td>転入前住所</td> <td>東京都千代田区霞が関 2丁目 2番 1号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>***</td> <td>*****</td> <td>***</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>***</td> <td>*****</td> <td>***</td> <td>*****</td> </tr> </tbody> </table>	氏名の振り仮名	ジュウミン [名空欄]	個人番号	1234 5678 9012	氏名	住民 花子	住民票コード	1234 5678 901	旧氏の振り仮名	ジュウキ	生年月日	昭和 50年 1月 1日	旧氏	住基			世帯主	住民 太郎	性別	男	続柄	妻	住民となった年月日	平成 23年 4月 1日	住所	東京都港区虎ノ門 2丁目 2番 1号 虎ノ門 号	【変更箇所】 旧氏欄を2行から1行に変更し、 旧氏の振り仮名欄を追加		本籍	東京都千代田区霞が関二丁目 1番地	筆頭者	住民 太郎	転入前住所	東京都千代田区霞が関 2丁目 2番 1号			***	*****	***	*****	***	*****	***	*****		
氏名の振り仮名	ジュウミン [名空欄]	個人番号	1234 5678 9012																																													
氏名	住民 花子	住民票コード	1234 5678 901																																													
旧氏の振り仮名	ジュウキ	生年月日	昭和 50年 1月 1日																																													
旧氏	住基																																															
世帯主	住民 太郎	性別	男																																													
続柄	妻	住民となった年月日	平成 23年 4月 1日																																													
住所	東京都港区虎ノ門 2丁目 2番 1号 虎ノ門 号	【変更箇所】 旧氏欄を2行から1行に変更し、 旧氏の振り仮名欄を追加																																														
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目 1番地	筆頭者	住民 太郎																																													
転入前住所	東京都千代田区霞が関 2丁目 2番 1号																																															
***	*****	***	*****																																													
***	*****	***	*****																																													

2. 住民記録システムにおける主な変更内容

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
6	住民票の写し等への旧氏の振り仮名欄の記載 <ul style="list-style-type: none"> 旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする政令の施行日から1年間の請求期間に限っては、旧氏の振り仮名が住民票の記載事項として記載されていない場合は、旧氏の振り仮名の項目名及び項目内容を「*」標記することとする。 ※氏名の振り仮名と同様の整理 	<p>20.0.2 各項目の記載 【実装必須機能】</p> <p>項目名は、横書き、左右・上下中央揃えとすること。</p> <p>項目内容は、横書き、左揃え、上下中央揃えとすること。ただし、異動履歴、通称の記載及び削除に関する事項、除票記載事項等の事項は、統合記載欄（1.1.14参照）を設けることとし、上揃えとすること。</p> <p>記載しない項目（例：日本人住民の住民票の写しにおける外国人住民用項目、記載事項証明書における記載しない項目）については、項目名及び項目内容を*表示とすること。</p> <p>記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目（例：転入後、転居していない場合の「住所を定めた年月日」、出生に伴い、住民票を記載した場合の「転入前住所」等、旧氏を設定していない場合の「旧氏」等）については、項目内容を【空欄】と表示すること。</p> <p>ただし、日本人氏名の振り仮名において、氏及び名の振り仮名のいずれも法第7条に基づく記載事項として住民票に記載されていない場合は、項目名及び項目内容を*表示とする。<u>同様に、旧氏の振り仮名において、旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日から1年以内の旧氏の振り仮名の請求期間に限り、法第7条の住民票記載事項として住民票に旧氏の振り仮名が記載されていない場合は、項目名及び項目内容を*表示とする。</u>なお、日本人氏名及び日本人氏名の振り仮名について、それぞれの氏又は名の一方に空欄がある場合は、当該空欄部分について【氏空欄】又は【名空欄】と記載する。（後略）</p>

2. 住民記録システムにおける主な変更内容

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
7	<p>旧氏の振り仮名の住民票への記載に伴う異動履歴の記載を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 改ざん防止の観点から、旧氏の振り仮名が<u>法第7条に基づく記載事項として住民票に初めて記載される場合に、異動前の振り仮名欄は【空欄】とする旨</u>を示す。 国外転入において、附票に旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されていない場合は国内転入時に「請求」、記載されている場合は「届出」となることを明記 	<p>20.0.3 異動履歴の記載 【実装必須機能】</p> <p>住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）（20.1.1参照）、住民票記載事項証明書（世帯連記式でないものに限る。）及び住民票除票記載事項証明書（20.1.2参照）、住民票の除票の写し（20.1.4参照）には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 (中略)</p> <p>なお、日本人氏名の振り仮名が、戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携される振り仮名によって、法第7条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載される場合<u>及び旧氏の振り仮名が住民票の記載事項として住民票に初めて記載される場合</u>、便宜上自治体が保持している公証前の振り仮名の修正ではなく、新たに振り仮名を記載したものとして履歴を記載すること。この場合、異動前の氏名<u>及び旧氏</u>の振り仮名には便宜上保持していた振り仮名を記載せず、空欄とすること。また、氏又は名の振り仮名のいずれかが先に住民票の記載事項として記載され、後から当該振り仮名以外が記載される場合にも履歴を記載すること。 (中略)</p> <p>(記載例) 請求に基づき旧氏の振り仮名を記載した場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【異動履歴】</p> <p>令和7年8月1日請求（令和7年8月1日異動（旧氏の記載）） 異動項目：旧氏の振り仮名 異動前：【空欄】 異動後：スズキ 留意事項：</p> </div> <p>【考え方・理由】 (中略) 旧氏及び旧氏の振り仮名の記載について、国外転入する際、転入時に戸籍の附票の記載事項に旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されていない場合は請求となり、記載されている場合は転入の届出となることに留意すること。</p>

2. 住民記録システムにおける主な変更内容

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容											
8	<p>旧氏の振り仮名に関するアラート機能を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> • 旧氏の振り仮名の入力漏れを抑止するため、未記載の場合のアラートを追加する。 	<p>11.1 エラー・アラート項目</p> <p>○ アラート項目一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アラート番号</th><th>アラート項目</th><th>(参考) 表示メッセージ例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>8</u></td><td><u>旧氏記載者の旧氏の振り仮名が未記載の場合</u></td><td><u>旧氏の振り仮名が入力されていません。</u></td></tr> </tbody> </table> <p>【考え方・理由】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アラート番号</th><th>アラートとした考え方・理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>8</u></td><td><u>旧氏の振り仮名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。</u></td></tr> </tbody> </table>	アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例	<u>8</u>	<u>旧氏記載者の旧氏の振り仮名が未記載の場合</u>	<u>旧氏の振り仮名が入力されていません。</u>	アラート番号	アラートとした考え方・理由	<u>8</u>	<u>旧氏の振り仮名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。</u>	
アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例											
<u>8</u>	<u>旧氏記載者の旧氏の振り仮名が未記載の場合</u>	<u>旧氏の振り仮名が入力されていません。</u>											
アラート番号	アラートとした考え方・理由												
<u>8</u>	<u>旧氏の振り仮名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。</u>												

3. 戸籍附票システムにおける主な変更内容

■ 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
1	<p>「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」の記載事項等への追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 政令改正に伴い、戸籍の附票の記載事項として、旧氏及び旧氏の振り仮名を管理する。 その他の項目についても、氏名の振り仮名と同様に旧氏及び旧氏の振り仮名を追加する。 	<p>1.1.1 戸籍の附票データの管理 【実装必須機能】 戸籍の附票に記載されている者（消除となった者も含む。）について、以下の項目を管理すること。 (中略) 【戸籍の附票記載事項に当たる項目（法第17条各号及び第17条の2第1項関係）】 ・氏名 ・氏名の振り仮名（1.1.165参照） <u>・旧氏（1.1.6参照）</u> <u>・旧氏の振り仮名（1.1.16参照）</u> (後略)</p> <p>【考え方・理由】 (前略) 現在、「旧氏」及び「旧氏のフリガナ」を戸籍の附票の記載事項とすることについて、検討を進めており、関係法令が制定される際に修正を行う予定である。</p> <p>2.1.3 基本検索 【実装必須機能】 氏名・<u>旧氏</u>・氏名及び<u>旧氏</u>の振り仮名・生年月日（西暦・和暦）・性別・本籍・筆頭者・住所・住所コード・住民票コードから検索できること。また、消除となった者の備考欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、誤記修正後の記載である氏名・氏名の振り仮名・生年月日について検索できること。 (中略) 異動履歴の検索においては、氏名、<u>旧氏</u>、氏名及び<u>旧氏</u>の振り仮名、氏名の振り仮名、住所、住所コード、方書、住民票コード及び本籍については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。 (後略)</p>

※仕様書の一部を抜粋したものであり、その他箇所においても同様に旧氏及び旧氏の振り仮名の追加を実施。

3. 戸籍附票システムにおける主な変更内容

■ 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
2	<p>住民票への記載や国外転出者の請求に基づき、戸籍の附票への「旧氏」等の記載等を行う機能を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 法第7条の記載事項として住民票に記載されている旧氏や国外転出者の請求に基づく旧氏の記載、変更及び削除を実施できる機能を追加する。 戸籍附票の事務においては、これまで旧氏及び旧氏の振り仮名は管理しておらず、施行日をもって初めて旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されることとなるため、「旧氏の振り仮名公証フラグ」は不要である。 	<p>1.1.6 旧氏 【実装必須機能】 <u>法第17条第8号に定める旧氏を記載できること。</u> <u>住民票で旧氏の変更又は削除がされた場合、戸籍の附票においても変更又は削除ができること。</u> <u>国外転出者の請求に基づき、旧氏の記載、変更及び削除ができること。</u></p> <p>【考え方・理由】 <u>国外転出をしても、引き続き個人番号カードが使用できるようになるが、戸籍の附票の記載事項が個人番号カードの記載事項の基となることから、国外転出者が所有するカード券面に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するため、戸籍の附票の記載事項として旧氏が追加された。</u> <u>旧氏を戸籍の附票にも記載することとし、変更及び削除についても同様とすること。</u> <u>また、国外転出者においては、住民票が消除され、住民票での旧氏の管理はできなくなるが、戸籍の附票において引き続き管理する。国外転出者は、本籍地市区町村に、旧氏記載の請求等ができることとなる。</u></p> <p>1.1.165 振り仮名 【実装必須機能】 氏名については、氏名の振り仮名及び氏名の振り仮名公証フラグ（当該振り仮名が法第17条の記載事項として戸籍の附票に記載されているかどうかを示すフラグ）を管理すること。 <u>また、旧氏については、旧氏の振り仮名を管理すること。</u> 氏名及び旧氏の振り仮名については、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせて送信できること。 氏名及び旧氏の振り仮名については拗音及び促音が区別できること。</p> <p>【考え方・理由】 氏名及び旧氏の振り仮名が、戸籍における法令上の記載事項とされ、法第17条各号における戸籍の附票の記載事項とされた。 （中略） 旧氏の振り仮名については、住民記録システムにおいて、「旧氏の振り仮名については住民基本台帳法施行令の一部改正により、法第7条に基づく住民票の記載事項に追加されることとなるが、旧氏記載者は当該政令の施行日から1年以内に限り、住所地の市町村にその旧氏の振り仮名を届け出ることができる」とから、旧氏の振り仮名が公証され、法第7条の記載事項として住民票に記載されていることを管理する「旧氏の振り仮名公証フラグ」が必要となる。」としているところ、戸籍の附票においては、これまで旧氏の振り仮名を管理しておらず、戸籍の附票への旧氏の振り仮名の記載の施行日に初めて記載されることになるため、旧氏の振り仮名について、事実上管理されていた振り仮名と戸籍の附票の記載事項としての振り仮名を区別するための「旧氏の振り仮名公証フラグ」は不要となる。</p>

3. 戸籍附票システムにおける主な変更内容

■ 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
3	旧氏及び旧氏の振り仮名に関する異動事由の考え方を明記 <ul style="list-style-type: none"> 法第7条の記載事項として住民票に記載されている旧氏の記載等を戸籍の附票に対して行う場合には「職権修正等」の異動事由が該当し、国外転出者の請求に基づき旧氏の記載等を行う場合は「その他職権修正」の異動事由が該当することから、考え方・理由に対して一部記載を追加する。 	<p>1.2.2 異動事由 【実装必須機能】 (前略) 異動事由は、以下のとおり区分すること。 <input type="radio"/>記載の事由 (略) <input type="radio"/>消除の事由 (略) <input type="radio"/>修正の事由 <ul style="list-style-type: none"> 戸籍届出等による修正 転入等 転出 転居 職権修正等（住民票における職権記載・消除・修正等を指す。） 誤記修正 その他職権修正 異動の取消し（修正） 【考え方・理由】 (前略) また、修正の事由の「職権修正等」については、住基ネット回線を通じて連携される住民記録システムにおける住民票に対する「職権記載等」、「職権消除等」、「職権修正等」、「住民票コードの変更請求」、及び「住民票コードの職権記載等」、「旧氏の記載」、「旧氏の変更」及び「旧氏の削除」がマッピングされる異動事由を指す。戸籍附票システムにおける職権修正は「その他職権修正」とし、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名の変更や国外転出者からの旧氏及び旧氏の振り仮名の請求等に伴う職権修正は「その他職権修正」に含まれる。 </p>

3. 戸籍附票システムにおける主な変更内容

■ 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
4	<p>戸籍の附票の写し等における旧氏及び旧氏の振り仮名の取扱いに関する記載を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍の附票の写し等において、法第17条の記載事項として戸籍の附票に記載された旧氏及び旧氏の振り仮名をそれぞれの欄に記載する旨を追加する。 旧氏及び旧氏の振り仮名が記載事項とされていない場合については、欄を設けずに上詰めとする旨を記載する。 	<p>5.3 振り仮名 【実装必須機能】</p> <p>戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）、戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）、戸籍の附票部分証明（行政証明）、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書において、それぞれの氏名<u>及び旧氏</u>の振り仮名欄（<u>在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書については、氏名の振り仮名欄のみ</u>）に、法第17条の記載事項として戸籍の附票に記載された氏名<u>及び旧氏</u>の振り仮名をカタカナで記載する。 （後略）</p> <p>【実装不可機能】</p> <p>戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）、戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）、戸籍の附票部分証明（行政証明）、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書の氏名<u>及び旧氏</u>の振り仮名欄以外の項目に、氏名<u>及び旧氏</u>の振り仮名を記載できること。</p> <p>20.0.2 各項目の記載 【実装必須機能】 （前略）</p> <p>記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目（例：国内在住者における「在外選挙人名簿登録市区町村名」、デジタル手続法第9号施行日前に消除となった者における「性別」、「生年月日」、デジタル手続法第10号施行日前に消除となった者における「住民票コード」<u>及び</u>法第17条に基づく記載事項として戸籍の附票に記載されていない「氏名の振り仮名」、<u>旧氏を記載していない者の「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」</u>等）については、項目名及び項目内容を記載せず、上詰めして表示すること。ただし、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書（20.2.2参照）において記載すべきものがない項目については上詰めせず*と表示すること。</p>

3. 戸籍附票システムにおける主な変更内容

■ 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容		
5	<p>戸籍の附票の写し等における旧氏及び旧氏の振り仮名の記載事項として扱う旨を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍の附票の写し等において、法第17条の記載事項として戸籍の附票に記載された旧氏及び旧氏の振り仮名を追加する。 	<p>20.1.1 戸籍の附票の写し 【実装必須機能】 (前略) 戸籍の附票の写しに記載する項目は以下のとおりとすること。 ・戸籍の表示（本籍・筆頭者） ・氏名 ・氏名の振り仮名 <u>・旧氏</u> <u>・旧氏の振り仮名</u> (後略)</p> <p>20.1.1 戸籍の附票の写し（帳票レイアウト）</p> <table border="1"> <tr> <td>附票に記載されている者</td> <td> <p>【氏名】 齊藤 花子 【氏名の振り仮名】 サイトウ ハナコ 【旧氏】 高橋 【旧氏の振り仮名】 タカハシ 【生年月日】 昭和42年9月7日 【性別】 女 【住民票コード】 省略 【住所】 東京都千代田区永田町1丁目11番39号 【住定日】 平成15年1月1日 【住所】 東京都千代田区永田町1丁目11番39号 【住定日】 平成7年6月1日 【住所】 東京都千代田区永田町1丁目11番39号 【住定日】 平成2年6月20日</p> <p>【変更箇所】 氏名の振り仮名欄の下に 旧氏・旧氏の振り仮名欄を追加</p> </td> </tr> </table>	附票に記載されている者	<p>【氏名】 齊藤 花子 【氏名の振り仮名】 サイトウ ハナコ 【旧氏】 高橋 【旧氏の振り仮名】 タカハシ 【生年月日】 昭和42年9月7日 【性別】 女 【住民票コード】 省略 【住所】 東京都千代田区永田町1丁目11番39号 【住定日】 平成15年1月1日 【住所】 東京都千代田区永田町1丁目11番39号 【住定日】 平成7年6月1日 【住所】 東京都千代田区永田町1丁目11番39号 【住定日】 平成2年6月20日</p> <p>【変更箇所】 氏名の振り仮名欄の下に 旧氏・旧氏の振り仮名欄を追加</p>
附票に記載されている者	<p>【氏名】 齊藤 花子 【氏名の振り仮名】 サイトウ ハナコ 【旧氏】 高橋 【旧氏の振り仮名】 タカハシ 【生年月日】 昭和42年9月7日 【性別】 女 【住民票コード】 省略 【住所】 東京都千代田区永田町1丁目11番39号 【住定日】 平成15年1月1日 【住所】 東京都千代田区永田町1丁目11番39号 【住定日】 平成7年6月1日 【住所】 東京都千代田区永田町1丁目11番39号 【住定日】 平成2年6月20日</p> <p>【変更箇所】 氏名の振り仮名欄の下に 旧氏・旧氏の振り仮名欄を追加</p>			

3. 戸籍附票システムにおける主な変更内容

■ 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
6	<p>異動履歴の管理項目に対する「請求日」の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 国外転出者による旧氏及び旧氏の振り仮名の記載等の請求が想定されることから、異動履歴として管理する項目に「請求日」を追加する。 20.0.4においては、請求日が入る場合を想定して例示に追記をする。 	<p>1.2.1 異動履歴の管理 【実装必須機能】</p> <p>1.1.1（戸籍の附票データの管理）に規定する異動履歴は、以下の項目を管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動者（4.0.1参照） ・異動事由として管理する項目（1.2.2参照） ・異動日（4.0.2参照） ・処理日（4.0.2参照） ・<u>請求日</u>（<u>国外転出者による請求に基づく旧氏及び旧氏の振り仮名の記載等を行う場合に限る。</u>） ・入力場所（1.3.1参照） ・入力端末（1.3.1参照） <p>20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載 【実装必須機能】 (前略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>■異動履歴</p> <p>氏名： {対象者名} {異動日} 異動（ {異動事由} ）（ {処理日「職権」/請求日「請求」} ） 異動項目： {異動項目} 異動前： {異動前データ} 異動後： {異動後データ}</p> </div>

4. 適合基準日（想定）

- 本改定内容の適合基準日（想定）は以下といたします。

デジタル庁にて示された方針

「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」

2. 標準仕様書機能要件の改定ルールについて（横並び調整方針の改定イメージ）

標準仕様書機能要件の改定ルールについて

1～5. (略)

6. 改定内容の適合基準日を明示すること。

本改定内容の適合基準日

各仕様書に係る実装必須機能に係る改定内容の適合基準日は下記のとおり。

- **住民記録システム標準仕様書**

→原則、**令和8年4月1日**

ただし、旧氏及び旧氏の振り仮名に係る法第19条1項通知に関する機能

(7.1.1.1 CSへの自動送信) については**旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍の附票の記載事項とする
住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日（現時点で令和9年度第1四半期を想定）**

- **印鑑登録システム標準仕様書**

→**令和8年4月1日**

- **戸籍附票システム標準仕様書**

→**旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍の附票の記載事項とする住民基本台帳法**

施行令の一部改正の施行日（現時点で令和9年度第1四半期を想定）

※ 標準拠拠システムの利用有無に関わらず、住民記録システムにおいては、旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする
住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日以降は旧氏の振り仮名の管理等が必要となる点に留意すること。

5. 制度改正に伴う標準仕様書改定に係る考え方（基本方針等の取扱い）

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年10月閣議決定）抄

第5 標準化基準の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項（標準化法第5条第2項第4号）

5.1.2 機能標準化基準の変更方針

5.1.2.1 法令改正の場合

- 制度所管省庁は、当該法令改正に伴う標準化基準の改修について施行日までに余裕を持って対応できるようするため、法令改正が行われてから機能標準化基準の変更を検討するのではなく、法令改正の検討と同時に、機能標準化基準の変更を検討する。

標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について（令和5年9月関係省庁会議）抄

1. 標準仕様書の改定に伴う地方公共団体及び事業者の負担を軽減するため、原則として適合基準日の1年前までに見直し内容を反映した標準仕様書に改定する。

ただし、制度改正等の事情により、適合基準日の1年前までの標準仕様書の改定が困難な場合については、制度改正等の検討段階から、以下の（1）～（3）の対応を行うこと。

（1）制度改正等の検討段階から、開発に手戻りがないよう、広く開発事業者等に影響を確認すること。

（2）標準仕様書の改定内容を検討会等で、地方公共団体及び開発事業者と検討すること。

（3）検討した内容を標準仕様書の改定案として公開すること。

2. 移行支援期間（令和7年度まで）における標準仕様書の改定への対応については、令和7年度までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和8年度以降のシステム改修時において、標準に適合させることとし、標準仕様書の改定の際は、令和8年度以降に適合基準日を設定することとする。

3. 標準仕様書の改定は、原則として、8月31日又は1月31日に行うものとする。

6. 旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書改定に向けたスケジュール

標準仕様書改定スケジュール（案）

	令和5年度			令和6年度～			令和7年度	令和8年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月～		
政令等						<ul style="list-style-type: none"> ・旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする政令の公布 ・旧氏の振り仮名を個人番号カードの記載事項等とする政令の公布 ・旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍附票の記載事項とする政令の公布 		
検討会	検討会 ▼		検討会 ▼		検討会 ▼			
標準仕様書の改定※	氏名の振り仮名法制化関連(対応済み) 住記5.0版、印鑑3.2版、附票3.0版公表 ▼					政令公布に合わせて想定最終版に基づき確定版を公表 ↓		
旧氏・旧氏の振り仮名法制化関連	仕様書想定案(R6.1)公表 ▼	仕様書想定案(R6.3)公表(検討会とりまとめ案) △ 検討会意見等反映 □	全国意見照会実施 □	意見照会結果等反映 □	仕様書想定最終版公表 △ ↓ 公表 ▼	公表 ▼		公表 ▼ ↓

※ 氏名の振り仮名届出期間及び旧氏の振り仮名請求期間の対応のためだけに必要な機能については、移行完了期限（原則令和7年度末）以降の、氏名の届出期間及び旧氏の振り仮名請求期間の経過後に必要な見直しを実施する予定。